

# I 滋賀県財政の動向

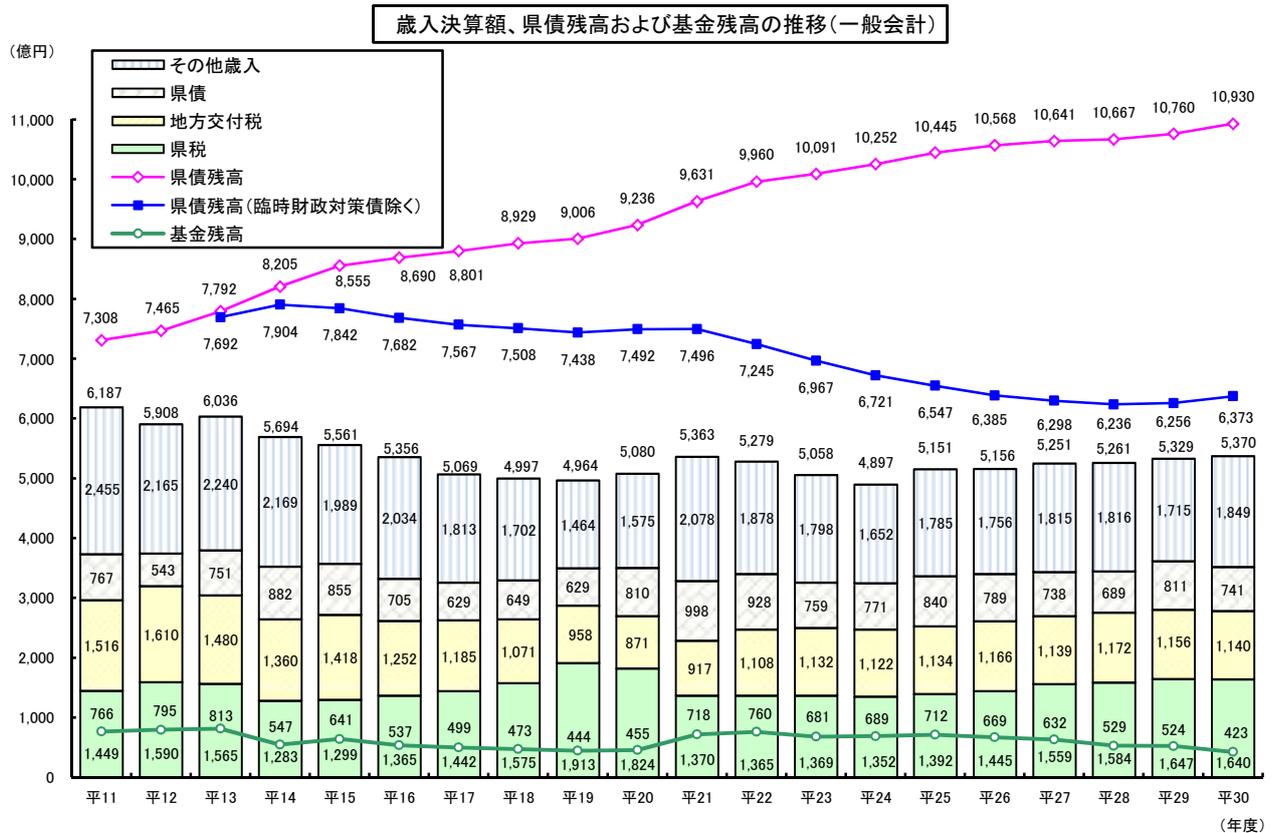
## 1 経年変化で見る滋賀県財政の状況

一般会計の歳入決算額、県債残高および基金残高を見ると、歳入規模は、平成16年度以降、現在までおおむね5,000億円前半で推移しています。その内訳を見ると、

- ・ 県税は、平成14年度に前年度比282億円減と急激に落ち込んだ後、緩やかに回復しましたが、経済情勢の急激な悪化により、平成20年度以降再び減少に転じ、平成21年度以降はほぼ横ばいで推移しました。平成26年度からは地方消費税の税率引上げにより、また景気の回復傾向を反映し増加しています。
- ・ 地方交付税は、平成12年度をピークに、平成13年度からの臨時財政対策債（3ページ参照）への振替や三位一体の改革の影響により年々減少しましたが、平成21年度に県税の大幅な減収や国の交付税総額の増などにより増加に転じ、平成22年度以降はほぼ横ばいで推移しています。
- ・ 県債は、平成13年度から臨時財政対策債の発行により増加し、その後、平成16年度以降ほぼ横ばいで推移しましたが、平成21年度以降、臨時財政対策債の発行額が増加し、また、平成24年度以降は県立学校等の耐震対策や危機管理センター等の整備に加え、県有施設の老朽化対策や国の経済対策に連動した公共事業の実施等もあり、高い水準で推移しています。

こうした中、平成30年度末の県債残高は1兆930億円と、地方交付税の振替である臨時財政対策債(4,557億円)を除く実質的な県債残高は6,373億円となる見込みです。

また、県の預金である基金残高は、国の経済対策関連基金事業の進捗等に伴い、平成30年度末には前年度に比べ101億円減の423億円となる見込みです。

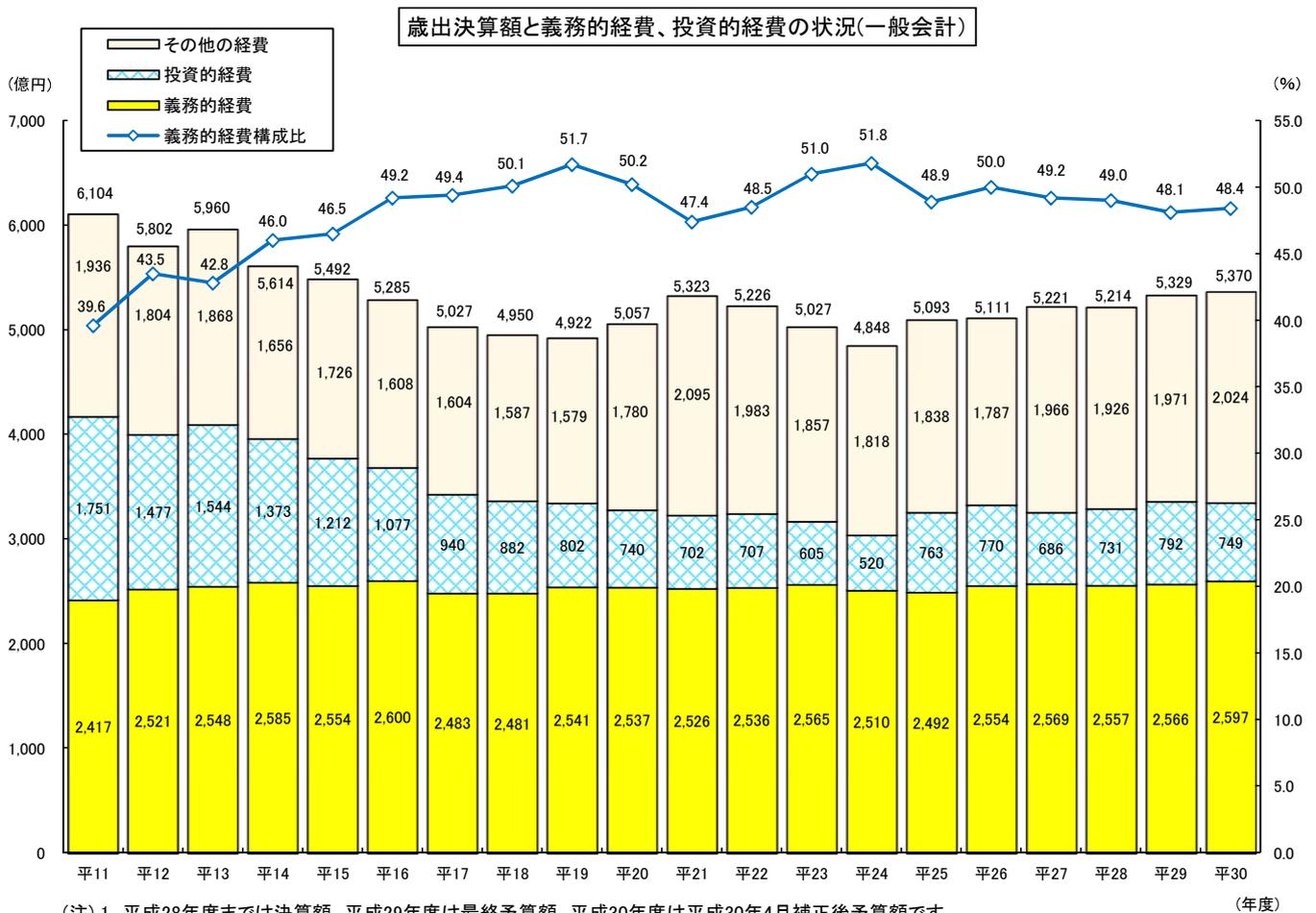


(注) 1 歳入決算額は、平成29年度は最終予算額、平成30年度は平成30年4月補正後予算額です。  
 2 県債については、借換債を除いています。  
 3 県債残高および基金残高は各年度末現在高であり、平成29年度は決算見込額、平成30年度は平成30年4月補正後予算額に基づく各年度末現在高見込額です。

次に、一般会計歳出決算額とその主な内訳の推移を見ると、まず、歳出規模は、平成14年度以降、財政構造改革による歳出削減の取り組み等により年々減少しましたが、平成20年度および平成21年度は国の経済危機対策への対応により一旦増加に転じました。その後、平成22年度の更なる事業見直し、平成23年度の「滋賀県行財政改革方針」に基づく歳出見直しの実施等により、また平成24年度は国の経済対策関連基金事業の減などにより年々減少してきましたが、平成25年度以降は国の経済対策への呼応や平成25年の台風18号による被害の復旧、地方消費税の税率引上げに伴う市町交付金の増、社会保障関係費の増などに伴い増加傾向にあります。

主な内訳を見ると、

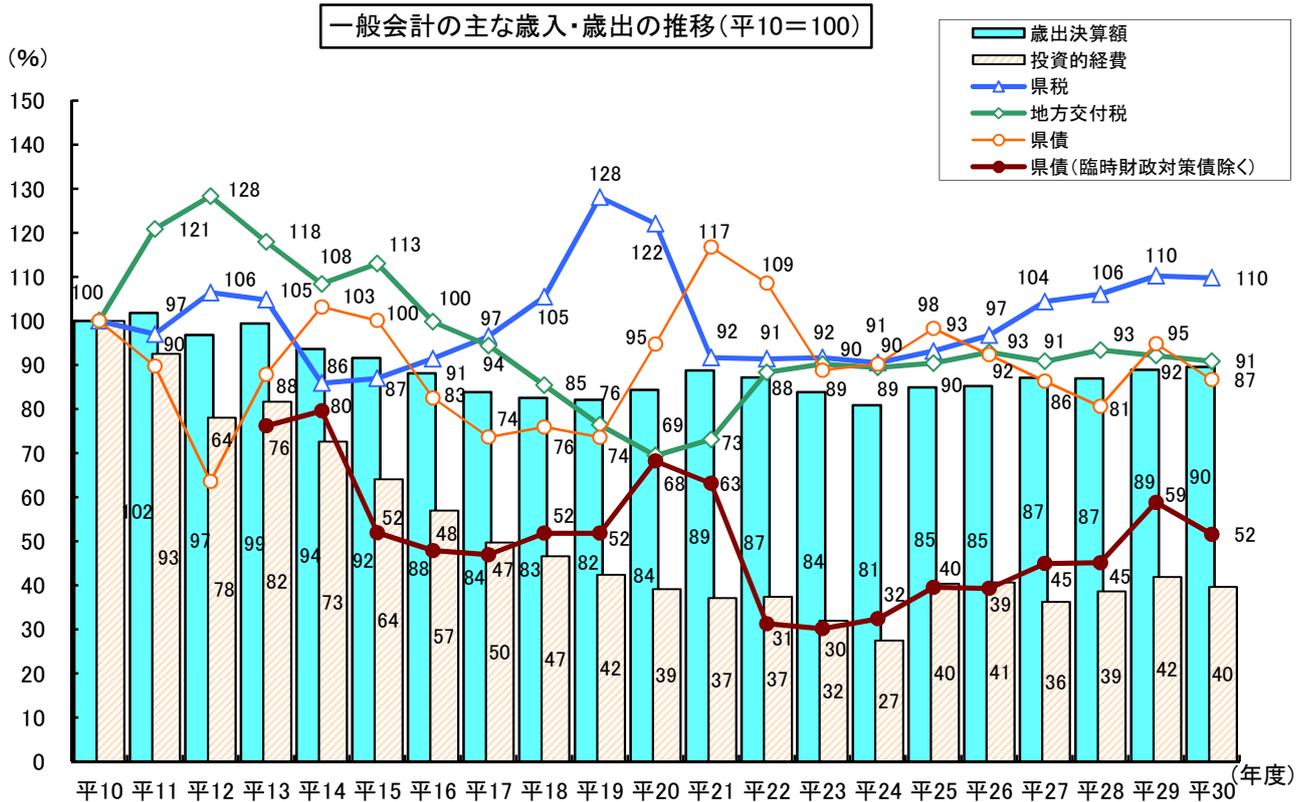
- 職員給与費などの人件費、生活保護や児童扶養手当などの扶助費、県債の返済である公債費をあわせた、いわゆる義務的経費は、平成16年度まで増加傾向にありました。その後、財政構造改革による人件費の抑制などによりほぼ横ばいとなりましたが、近年は社会保障関係費の充実や自然増による扶助費の増などにより、増加しています。歳出全体に占める義務的経費の割合については、近年、50%程度で推移しています。
- 投資的経費は、財政構造改革の取り組みにより、会館等公共施設整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進捗調整や規模の見直しなどを行ってきたことから、大幅に減少しています。
- その他の経費は、事業の見直しや重点化により削減に取り組んできましたが、後期高齢者医療などの法令に基づく裁量の余地の少ない社会保障関係の負担金等が増加していることに加え、税と社会保障の一体改革に伴う地方消費税の市町交付金や社会保障関係費の増等により、近年は増加傾向にあります。



(注) 1 平成28年度までは決算額、平成29年度は最終予算額、平成30年度は平成30年4月補正後予算額です。  
 2 義務的経費の扶助費は市町以外に対するものであり、市町に対するものはその他の経費に区分しています。  
 3 公債費は借換債を除いています。

財政構造改革の取り組み以降の一般会計の主な歳入歳出の状況を示したのが、下のグラフです。

平成 10 年度を 100 として、平成 30 年度予算と比較してみると、歳出決算額は 90 ですが、投資的経費が大幅に減少しており 40 となっています。また、歳入は、県税が税源移譲の影響もあり、平成 19 年度には 128 まで上昇しましたが、景気低迷等により平成 21 年度には 92 まで落ち込み、平成 28 年後半以降の景気回復により平成 30 年度は 110 となっています。一方、地方交付税は平成 12 年度をピークに、その後は三位一体の改革による大幅削減などにより減少傾向にありましたが、平成 21 年度から県税収入の減等により増加に転じ、平成 22 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。また、県債は平成 13 年度から臨時財政対策債を発行することとなったことから増加に転じ高い水準で推移していますが、それを除いた発行額は 52 と 5 割程度になっています。



**説明**

**臨時財政対策債（地方交付税から振り替えられた地方債）とは**

地方交付税は、所得税や法人税などに一定の率（法定率）を乗じた分を原資として、各地方自治体に配分・交付されます。交付税総額が不足する場合、平成 12 年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金で措置し、その償還をそれぞれ国と地方が折半して負担する措置が講じられてきましたが、平成 13 年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分については、各団体で地方債を発行して補填することとされました。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（一般的に赤字地方債と呼ばれています。）です。

この臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方の財政運営に支障のないよう措置されることとなっています。

ただし、地方交付税総額が不足する場合、地方交付税法では前述の法定率を変更して対応することとされていることから、地方自治体は、国に対して赤字地方債の発行ではなく法定率の引き上げを要請しています。



## 私たち個人や地域の企業が払っている税金（県税）の状況はどうか？

### 〇景気の影響を受けやすい県税収入

本県の県税収入の大きな特徴は、法人二税（法人県民税と法人事業税）の県税総額に占める割合が高く、企業等の動向に影響を受けやすいということです。

バブル崩壊後の長引く景気の低迷から、県税収入が伸び悩む中、平成 14 年度には、IT 不況の影響を受けて法人二税が大幅な減収となり、県税収入がさらに落ち込みました。その後は景気回復や平成 19 年度から個人県民税へ税源移譲が行われたことにより、徐々に県税収入も増加しましたが、平成 21 年度からは、世界同時不況や法人事業税の一部が地方法人特別税として国税化された影響により、再び大幅な減収となりました。平成 30 年度当初予算では、企業収益の状況等を踏まえ、全体で 1,640 億円を見込んだところですが、ピークの平成 19 年度決算額と比べると 9 割程度の水準となっています。

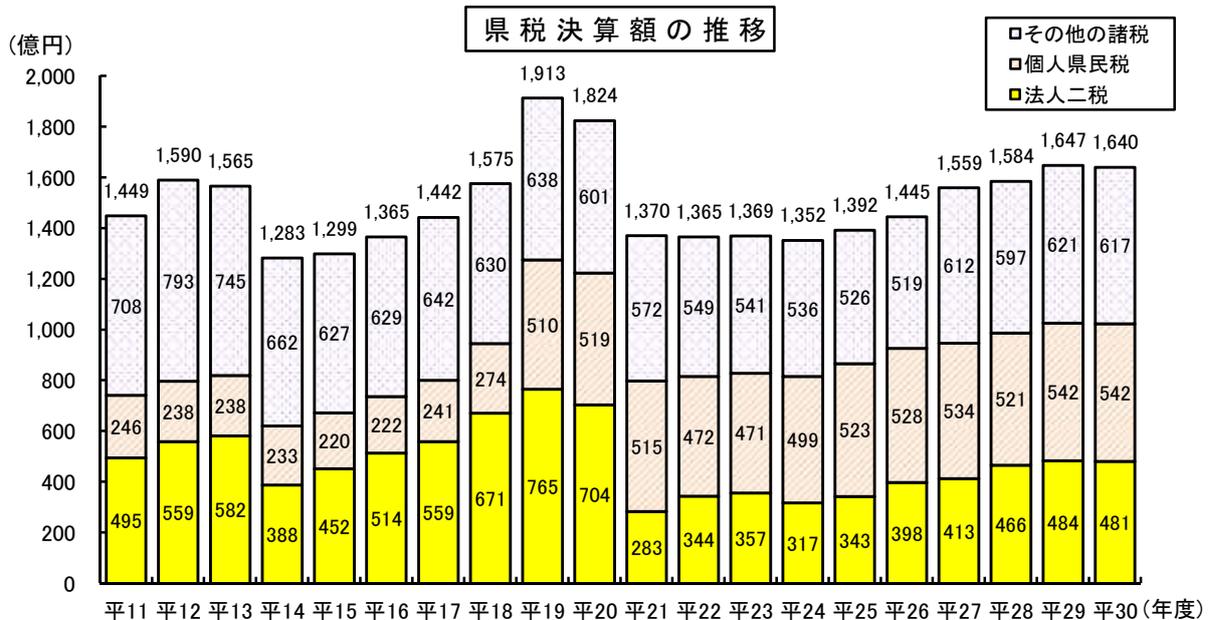
### 説明

#### 県税とは

主な税目は、県民税（個人・法人・利子割）、事業税（個人・法人）、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税などです。

（参考）法人二税の占める割合

H28 決算 29.4%



（注）平成 28 年度までは決算額、平成 29 年度は最終予算額、平成 30 年度は平成 30 年 4 月補正後予算額です。

### 説明

#### 地方法人特別税とは

平成 20 年度の税制改正により、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。

これは、法人事業税の所得割・収入割の標準税率を引き下げ、その分を国税の「地方法人特別税」として徴収し、これを各都道府県に「地方法人特別譲与税」として再配分することで、地域間の財政力格差を是正するものです。

本県の平成 30 年度当初予算における影響額は、法人事業税の減収見込額が 197 億円であるのに対し、地方法人特別譲与税の交付見込額が 219 億円であり、差引プラス 22 億円を見込んでいます。

なお、地方法人特別税は、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から廃止され、全額法人事業税に還元されます。



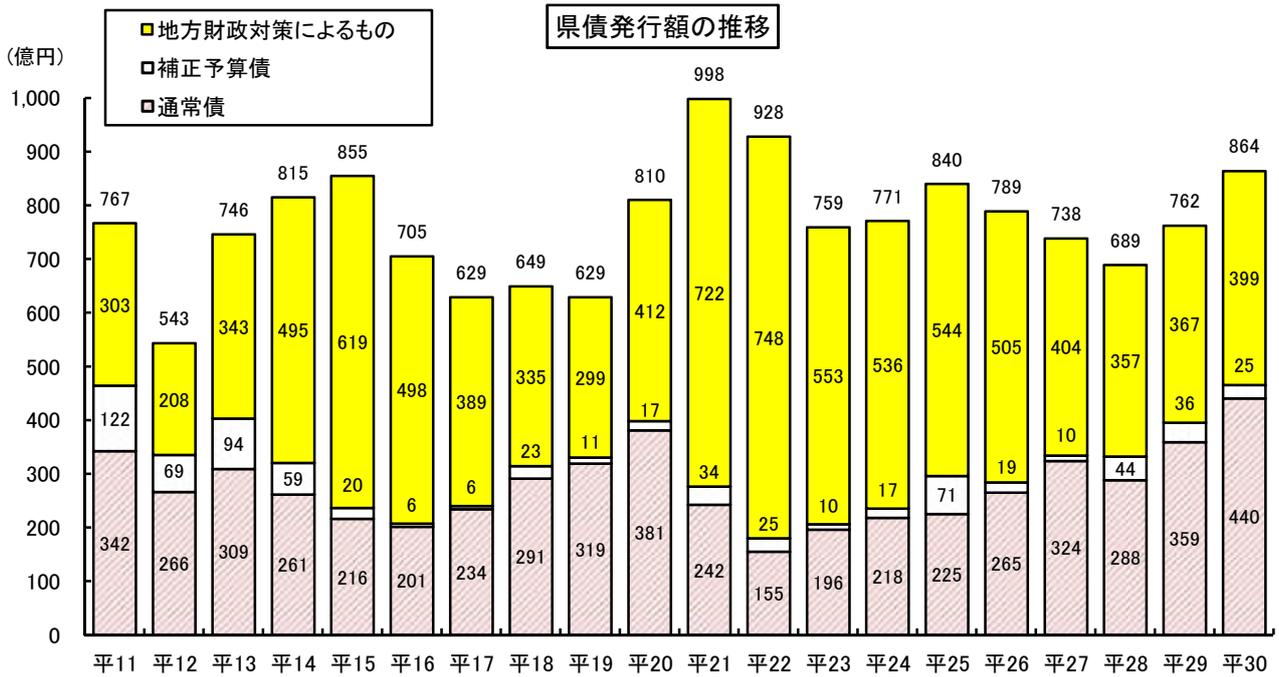
県の借金（県債）はどのようになっていますか？

○県債発行額の推移

県債の発行については、平成 13 年度から地方の財源不足の一部を臨時財政対策債でまかなうこととされたため、増加に転じたものの、平成 16 年度以降は、県税収入の増加等に伴い臨時財政対策債の発行額が減少したことや、財政構造改革に取り組んだことなどにより減少しました。

平成 20 年度以降は、県税収入の減少等に伴う臨時財政対策債の発行額の増加や、平成 25 年の台風 18 号による被害への対応、県立高等学校の再編整備や耐震対策、危機管理センター等の整備の他、県有施設の老朽化対策や国の経済対策に連動した公共事業の実施等の影響などもあり、県債発行額は高い水準にあります。

なお、本県では、財政融資、地方公共団体金融機構、銀行等引受および、市場公募による資金調達を行っています。



(注) 1 平成28年度までは決算額、平成29年度は決算見込額、平成30年度は平成30年4月補正後予算額と前年度からの繰越分の合計額で、借換債およびNTT債を除いています。  
 2 地方財政対策によるものとは、臨時財政対策債、財源対策債、減収補填債、住民税等減税補填債等で、その元利償還金相当額の全部または一部が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

説明

市場公募債について

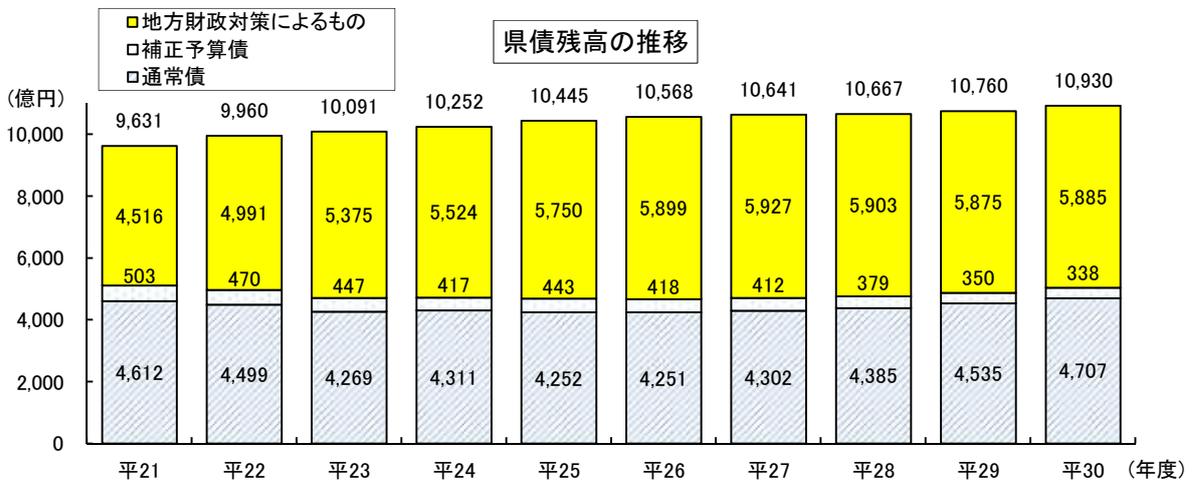
県では、資金調達方法を多様化し、安定的な資金調達を図るため、平成 23 年度から「全国型市場公募地方債」を発行しています。

「全国型市場公募地方債」は、銀行や信用金庫、証券会社などの金融機関を通じて、全国の幅広い投資家に販売する地方債で、都道府県では 35 団体（平成 29 年度実績）で発行されています。

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 銘柄名       | 滋賀県平成 29 年度第 1 回公募公債              |
| 発行額・起債の目的 | 100 億円（臨時財政対策債）                   |
| 発行日       | 平成 29 年 11 月 30 日（木）              |
| 償還日       | 平成 39 年 11 月 30 日（火）（10 年・満期一括償還） |

## ○県債残高の推移

県債残高は、年々増加していますが、その内訳を見ると、通常債に係る県債の残高は、ほぼ横ばいとなっています。一方、国の地方財政対策による県債は、臨時財政対策債の増加等により、残高が増嵩しています。



(注) 平成28年度までは各年度末現在高、平成29年度は決算見込額、平成30年度は平成30年4月補正後予算額に基づく各年度末現在高見込額です。

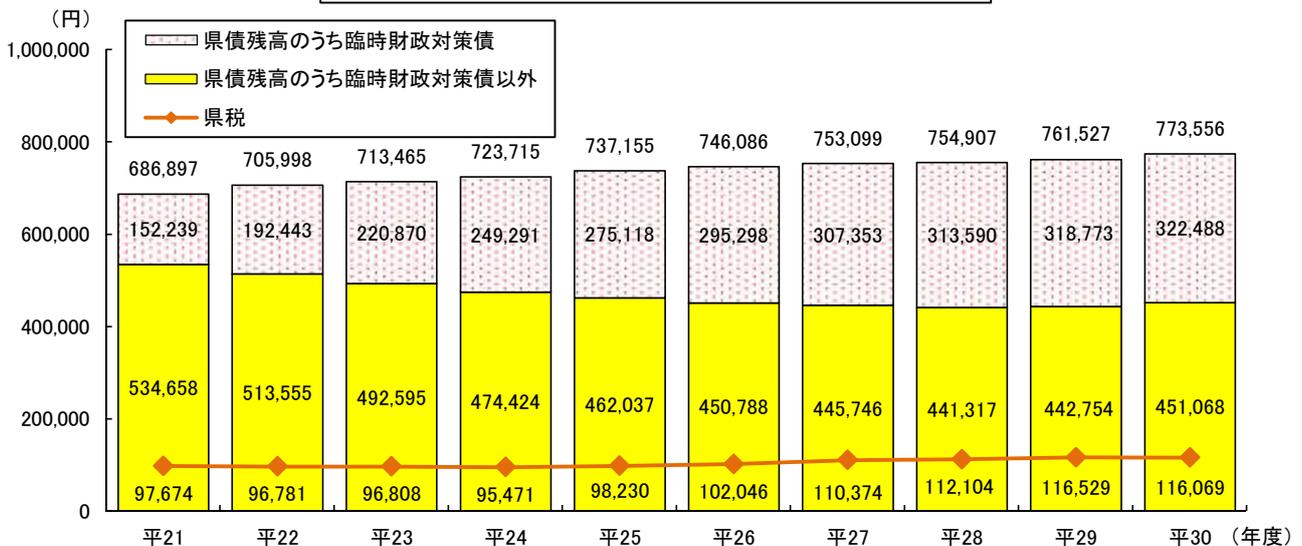
## 県民負担の状況

- ・ 県民1人当たり県税負担額 (平成29年度最終予算額ベース) 116,529円
- ・ 県民1人当たり県債残高 (平成29年度末見込・臨時財政対策債含む) 761,527円
- ・ // ( // ) ・ 臨時財政対策債除く) 442,754円

県税の県民1人当たりの負担額は、平成30年度予算では116,069円となり、前年度の最終予算額と比べると460円、0.4%減少しています。

また、県債残高の県民1人当たりの負担額は、平成30年度末には、臨時財政対策債を含めた総額では、773,556円、前年度比12,029円の増加、臨時財政対策債を除くと451,068円、前年度比8,314円の増加となる見込みです。

県税および県債残高(一般会計)の県民1人当たり負担額の推移



(注) 県税の県民1人当たり負担額は県税決算額(平成29年度は最終予算額、平成30年度は平成30年4月補正後予算額)を、県債残高の県民1人当たり負担額は県債残高(平成28年度までは決算額、平成29年度および平成30年度は見込額)を、それぞれ各年10月1日現在の推計人口(平成22年度および平成27年度は国勢調査人口、平成30年度は平成29年度の人口)で除したものです。



借金（県債）の他に、将来の負担になるようなものはありますか？

○債務負担行為の状況

一般会計の債務負担行為について、債務保証等の支出見込額が確定していないものを除く平成 31 年度以降の負担額の合計は 1,095 億円であり、うち、一般財源の負担は約 747 億円となっています。

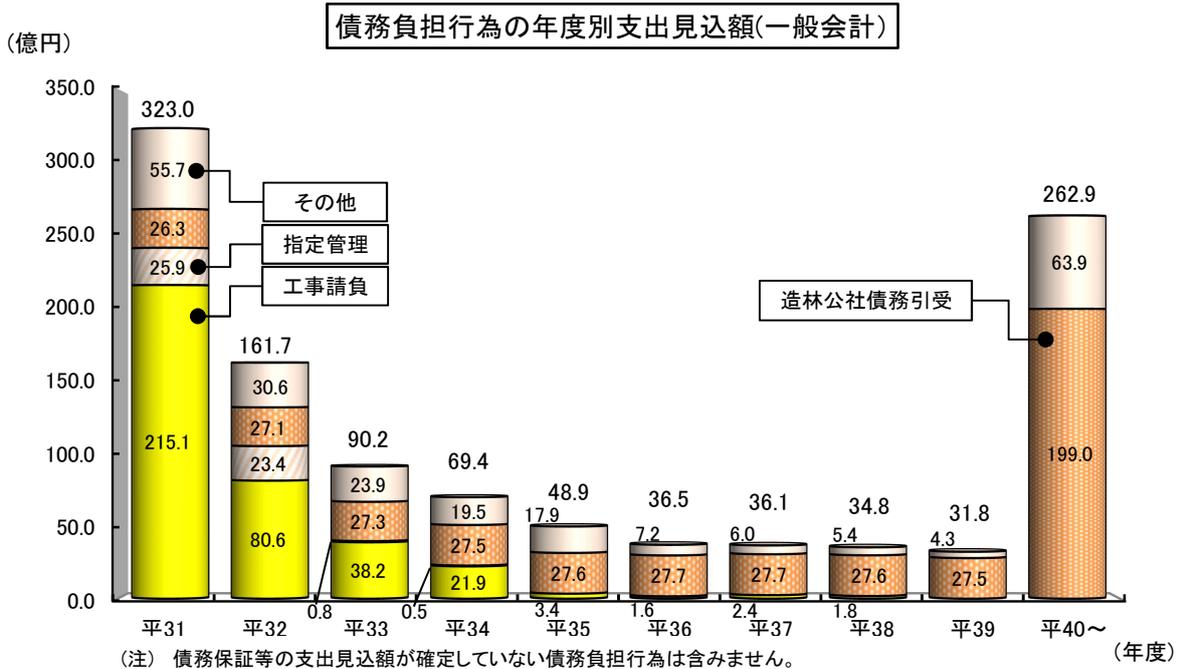
平成 31 年度以降の負担として最も大きいのは、滋賀県造林公社およびびわ湖造林公社の特定調停を受けての事業資金融資免責的債務引受によるものであり、平成 61 年度まで、合計で 445 億円となっています。

また、公共事業や施設整備など、工事のうち、複数年にわたるものの平成 31 年度以降の負担額は、365 億円となっており、最も長いもので平成 38 年度まで実施されます。

なお、本県では、コラボしが 21 の整備に PFI を採用しており、その債務負担行為における平成 31 年度以降の負担額は 41 億円、期間は平成 46 年度までとなっています。

その他、びわ湖ホールなどの文化施設や社会体育施設等の公の施設について、県が指定する法人その他の団体に管理を行わせる「指定管理者制度」を導入している場合は、指定管理者が複数年にわたって管理を行うことから、その指定管理料に係る今後の負担について債務負担行為を設定しており、その平成 31 年度以降の負担額合計は 51 億円、最長で平成 34 年度までとなっています。

債務負担行為の中で最も期間の長いものは、県営住宅神領団地等の土地賃借であり、平成 84 年度までとなっています。



説明

債務負担行為とは

県の予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、当年度の予算や予算の次年度への繰越等に含まれるものを除き、複数年にわたる債務や、負担額が不明確な債務について、債務を負担する行為を債務負担行為といい、予算の一部を構成しています。なお、債務負担行為に基づいて行う経費の支出については、必ず支出することとなる年度の歳入歳出予算に計上することになります。

債務負担行為に基づく後年度の支出については、任意に削減できない義務費となることから、将来の支払いの状況を踏まえた上での財政運営が必要となります。

債務負担行為の中には、債務保証のように、債務を負担してはいるものの支出が不確定なものもあり、その場合は、限度額について文言で記載することがあります。



県には預金がいくらあるのですか？

○県の預金（基金）の状況

一般会計で管理している基金には、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、借入金の返済に備えるための県債管理基金、施設整備などの特定目的のために将来必要となる財源をあらかじめ準備しておくための基金、そして国の経済対策のために設置された基金があり、平成29年度末現在高見込額（平成29年度決算見込額による）は524億円となっています。

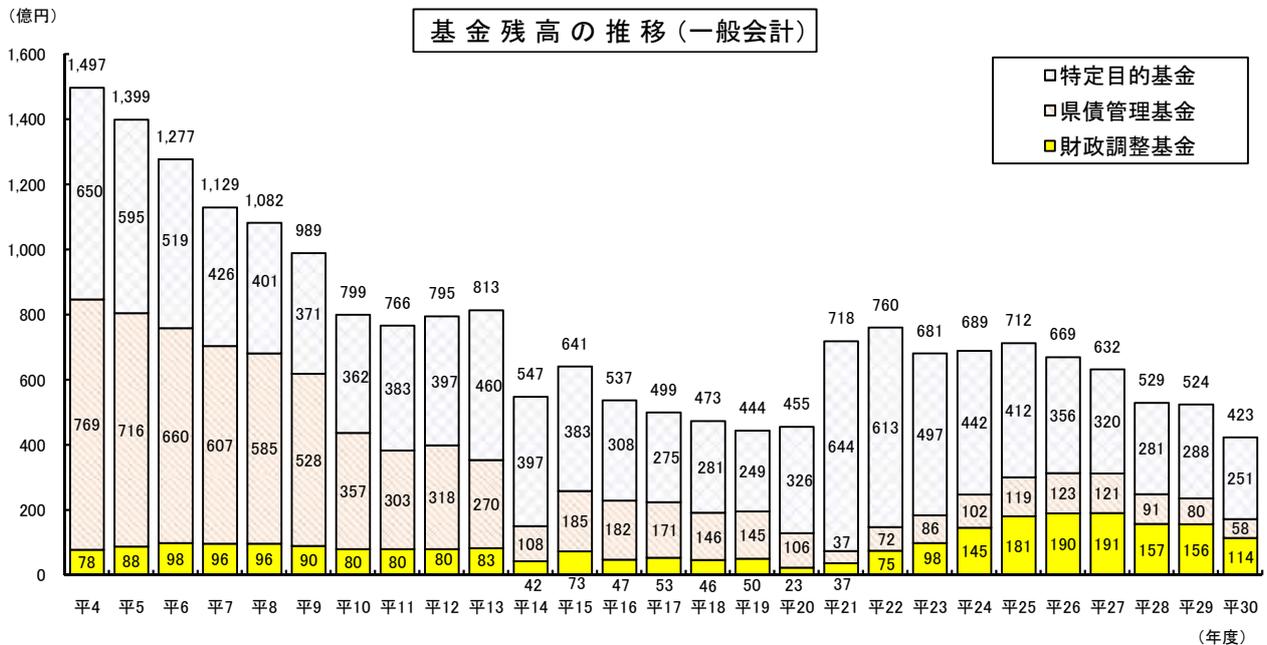
主な基金と平成29年度末現在高見込額（平成29年度決算見込額による）

|               |            |              |           |
|---------------|------------|--------------|-----------|
| 財政調整基金        | 15,595 百万円 | 県債管理基金       | 7,989 百万円 |
| 福祉・教育振興基金     | 5,832 百万円  | 国民体育大会・全国障害者 |           |
| 琵琶湖管理基金       | 2,584 百万円  | スポーツ大会運営等基金  | 3,634 百万円 |
| ＜国の経済対策関連の基金＞ |            |              |           |
| 子育て支援対策臨時特例基金 | 201 百万円    | 農地中間管理事業推進基金 | 238 百万円   |

○基金残高の推移

平成4年度末に1,497億円あった基金は、目的とする事業への活用や財源不足への対応などのために取り崩しを行った結果、減少傾向にあります。特に、平成14年度には、県税収入の大きな落ち込みを補うため、県債管理基金などを大幅に取り崩すこととなり、それ以降も、財源調整的な基金である財政調整基金と県債管理基金の取り崩しに依存した財政運営を余儀なくされました。

平成22年度以降、税収が当初見込みを上回ったことなどから、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備えるため、財政調整基金および県債管理基金の残高の確保に努めてきました。平成29年度末の一般会計に係る基金残高は524億円と、前年度末に比べ5億円減少する見込みです。



(注) 平成28年度までは各年度末現在高であり、平成29年度は決算見込額、平成30年度は平成30年4月補正後予算額に基づく各年度末現在高見込額です。



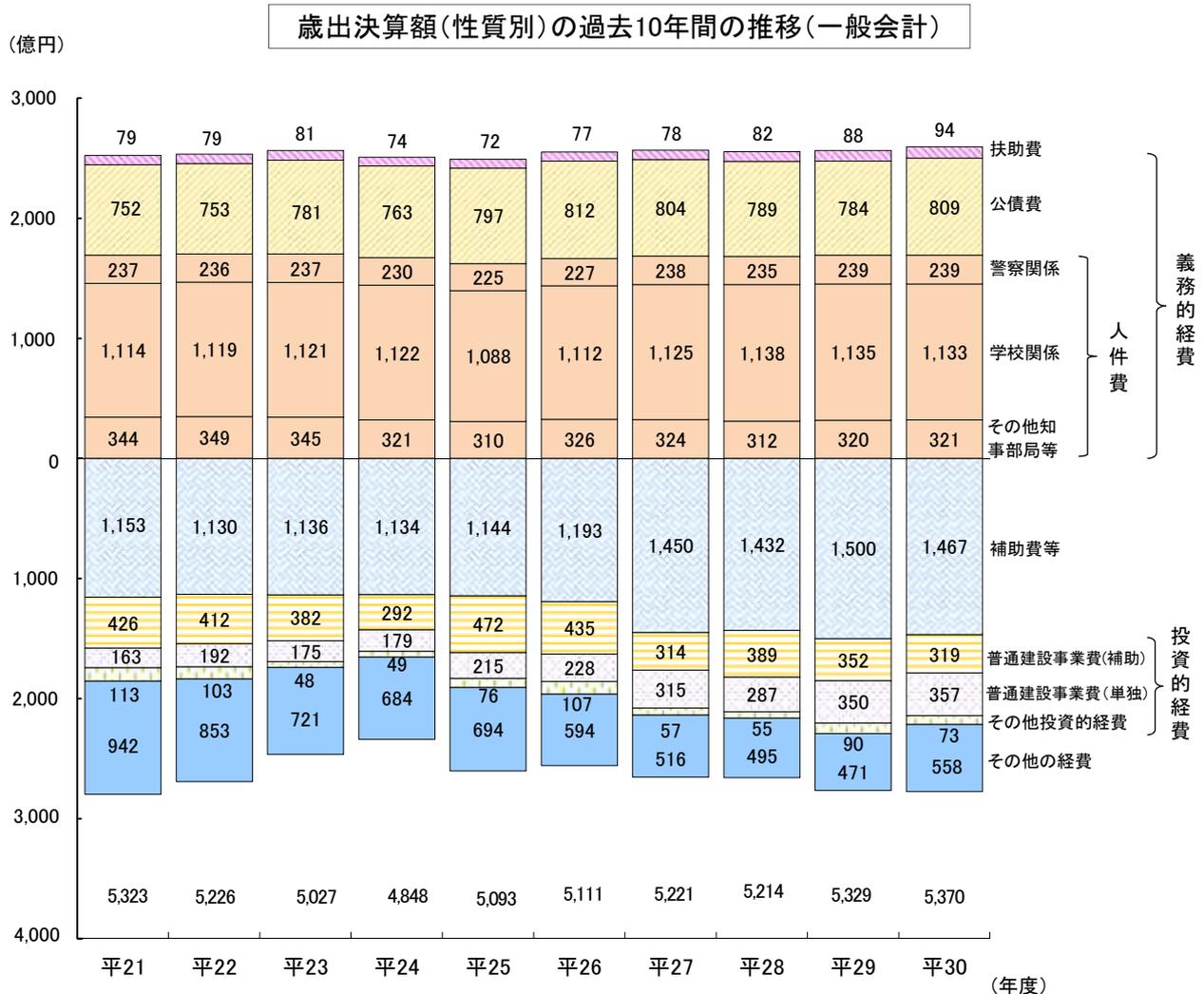
## どんな経費が増えていて、どんな経費が減っているのですか？

### ○歳出内訳の推移

義務的経費のうち、大きなウエイトを占める人件費は、これまで事務事業の徹底した見直しや組織・機構の見直しなどを図る中、定員削減を行い、適正化に努めてきました。平成30年度については、平成29年度の人事委員会勧告の実施に伴う増の一方、退職者数の減少に伴う退職手当の減や平均年齢の低下などによる職員の新陳代謝に伴う減などの影響により減少しています。

また、生活保護や児童扶養手当などの扶助費は、平成24年度に市町に事務を移管したことにより一旦減少しましたが、平成26年度以降は再び増加しています。公債費は、地方交付税の振替として平成13年度以降発行している臨時財政対策債の償還額の増などにより増加傾向にありましたが、平成27年度以降、ほぼ横ばいとなっています。

投資的経費は、平成24年度までは縮小傾向にありましたが、平成25年度に台風18号による被害への対応や危機管理センターの整備などにより増加し、以後は横ばいの傾向にあります。また、補助費等は、平成27年度に地方消費税の税率引上げによる地方消費税都道府県清算金の増などにより増加し、以後は横ばいの傾向にあります。



(注) 1 平成28年度までは決算額、平成29年度は最終予算額、平成30年度は平成30年4月補正後予算額です。

2 本表での性質別の区分においては、扶助費のうち市町に対するものは、補助費等に含んでいます。